

1333

極秘

南方軍軍政總監部執務規程

南方軍軍政總監部

新



212

南方軍軍政總監部  
執務規程

南總政密第三四號

軍政總監部執務規程ノ件

部内一般

南方軍軍政總監部執務規程本冊ノ通改ム

昭和十八年四月一日

南方軍軍政總監 黒田重徳

軍政總監部執務規程

一 總則

第一條 南方軍軍政總監部ニ於ケル執務要領ニ

關シテハ戰時高等司令部勤務令南方各軍

司令部勤務令及南方軍總司令部處務規程

ニ依ルノ外本規程ニ依ル

二 分掌

第二條 軍政總監部ニ在ル部ヲ置ク

總務部

財務部

産業部

交通部

調査部

敵産管理部

右各部ノ外軍政會計監督部ヲ置ク

第三條 總務部長ハ軍政總監ヲ補佐シ其ノ意圖

ヲ承ケ軍政總監部一切ノ業務ノ統轄整理

ニ任ス

第四條 總務部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、軍政ニ關スル業務ノ大綱及統制ニ關スル  
事項

二、軍政總監部一般業務ノ統轄

三、軍政ニ關スル陸海軍協定ノ細部ニ關スル

事項

四、軍政實施ノ監督ニ關スル事項

五、人事及功績ニ關スル事項

六、公文書類及成案文書ノ審査接受及編纂保

存ニ關スル事項

七、官印ノ管守ニ關スル事項

八、司法及警務ニ關スル事項

九、物資生産及生産力擴充ノ基本ニ關スル事項

一〇、總動員、物資動員及交易ニ關スル事項

一一、各軍軍政機關ノ編成職域ニ關スル事項

一二、軍政會計豫算ノ基本ニ關スル事項

一三、機密保持ニ關スル事項

一四、軍政會計監督部ニ關スル事項

三、賞罰ニ關スル事項

六、休暇出張視察ニ關スル事項

七、條令法規ニ關スル事項

八、會計經理ニ關スル事項

九、宣傳ニ關スル事項

一〇、教育練成思想宗教民族ニ關スル事項

一一、衛生醫療防疫ニ關スル事項

一二、一般取締其他各部ニ屬セザル事項

第五條 財務部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一金融財政幣制為替及稅務ニ關スル事項

二軍政會計豫算決算ニ關スル事項

三銀行保險ニ關スル事項

四物價ニ關スル事項

第六條 產業部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一工業、鑛業、農林業、畜産業、水産業等産業ニ關

スル事項

二南方民間企業經營、監督指導並補助ニ關

スル事項(他部、所掌事項ヲ除ク)



三商業ニ關スル事項

四物資ノ生産配給ニ關スル事項

五資源回收ニ關スル事項

六産業獎勵ニ關スル事項

七勞務ニ關スル事項

八特許ニ關スル事項

第七條 交通部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一陸運陸上交通及海運海上交通ニ關スル事項

二郵便電信電話ニ關スル事項

三、航路船舶海員ニ關スル事項

四、造船ニ關スル事項

五、港湾施設ニ關スル事項

六、自動車政策ニ關スル事項

七、航空ニ關スル事項

八、道路及土木ニ關スル事項

第九條 調査部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、政治、經濟、資源、文化等ノ調査ニ關スル事項

二、統計及資料ノ作成ニ關スル事項

- 三、資料ノ蒐集整備編纂及保存ニ關スル事項
- 四、機密以外ノ圖書ノ保存刊行並ニ出版檢閱ニ關スル事項
- 五、學術ニ關スル事項
- 六、調査研究機關ニ關スル事項
- 第九條 敵産管理部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一、敵産ノ調査及管理ニ關スル事項
- 二、敵産ノ評價利用及拂下ニ關スル事項
- 第十條 軍政會計監督部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 軍政會計經理ノ監督ニ關スル事項

二 南方民間企業ノ會計及原價ノ監査ニ關ス

ル事項

第三條 各部長ハ軍政總監ノ命ヲ承ケ部内ヲ統

轄シ部務ヲ掌理ス

第四條 部員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ担任ノ事務

ヲ掌ル

第五條 准士官下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ

承ケ事務ニ服ス

第五條 必要ニ應シ各部ニ所要ノ有給若クハ無給ノ嘱託ヲ置クニトヲ得 嘱託ハ専門事項ニ關スル調査研究ニ従事ス

第十五條 部長欠員ナル時又ハ事故アル時ハ特ニ示ス場合ノ外當該部ノ高級先任者部長ノ職ヲトルモノトス

### 三 服 務

第六條 常ニ大東亞戰爭ノ本質ニ透徹シ新日本建設ノ理想ヲ明徴ニシ軍政ノ本義ヲ體現

シ常ニ上司ノ意圖ヲ体シ之ヲ基調トシテ  
 各軍軍政ノ實情ヲ把握シ且各地域ノ特  
 性ヲ詳知シ以テ軍政施策ノ適確敏速ヲ期  
 スルモノトス

第七條 軍政ニ携ハル者ハ先ツ身ヲ正シクシ至  
 誠殉國ノ熱意ト勇往積極ナル實行力ヲ養  
 ヒ叡智ヲ以テ事ニ當リ率先垂範ヲ以テ行  
 動ノ基本トスルヲ要ス、特ニ軍紀ヲ確立  
 シ風紀ヲ振作スヘシ

第十八條 軍事施策ノ目的ヲ確認シ一般政治ヲシテ

テ之ト乖離セシムルコトナク常ニ之ヲ培

養推進スルコトヲ要ナリ

第十九條 企劃指導ニ方リテハ目的ヲ明徴ニシ實

行ノ為メ諸元ヲ的確ニ把握シ廣ク且深ク

考察ヲ遂メ特ニ實行ノ能否ニ心スルコト

ヲ要ナリ

第二十條 各軍軍政監部等ニ對スル軍政總監部ノ

意圖徹底特ニ命令指示ノ實行ニ注意スル

ト共ニ(實行監督)報告、通報ニ留意スルコト  
 所要ナリ上司ニ對スル實行報告(中間報告)  
 及關係各部等左右ノ連繫ヲ勵行シ業務ニ  
 齟齬澁滞ナカラシムルヲ要ス

第五條 重要ナル策案、作定ニ方リテハ所要ノ  
 部員及附ヲ集メ研究ヲ行フモノトス  
 第六條 機密保持防諜ニ留意スヘシ